

四條畷市道路占用料徴収条例（平成１０年条例第２６号）の一部を次のとおり改正する。
別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

占有物件		単位	期間	占有料
法第３２条 第１項第１ 号に掲げる 工作物	第１種電柱	１本	１年	２，５００円
	第２種電柱			３，８００円
	第３種電柱			５，１００円
	第１種電話柱			２，２００円
	第２種電話柱			３，６００円
	第３種電話柱			４，９００円
	その他の柱類			２２０円
	共架電線その他上空に設ける線類	１メートル	１年	２２円
	地下電線その他地下に設ける線類			１３円
	路上に設ける変圧器	１個	１年	２，２００円
	地下に設ける変圧器	１平方メートル	１年	１，３００円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個	１年	４，４００円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			１，８００円
	その他のもの	１平方メートル	１年	４，４００円
法第３２条 第１項第２ 号に掲げる 物件	外径が０．０７メートル未満のもの	１メートル	１年	９２円
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの			１３０円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの			２００円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの			２６０円
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの			４００円
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの			５３０円
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの			９２０円
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの			１，３００円
	外径が１メートル以上のもの			２，６００円
	その他のもの	１平方メートル	１年	４，４００円
法第３２条 第１項第５ 号に掲げる 施設	上空に設ける通路	１平方メートル	１年	２，１００円
	地下に設ける通路			１，３００円

道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料	1 平方メートル	1 月	4 2 0 円
--	----------	-----	---------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。